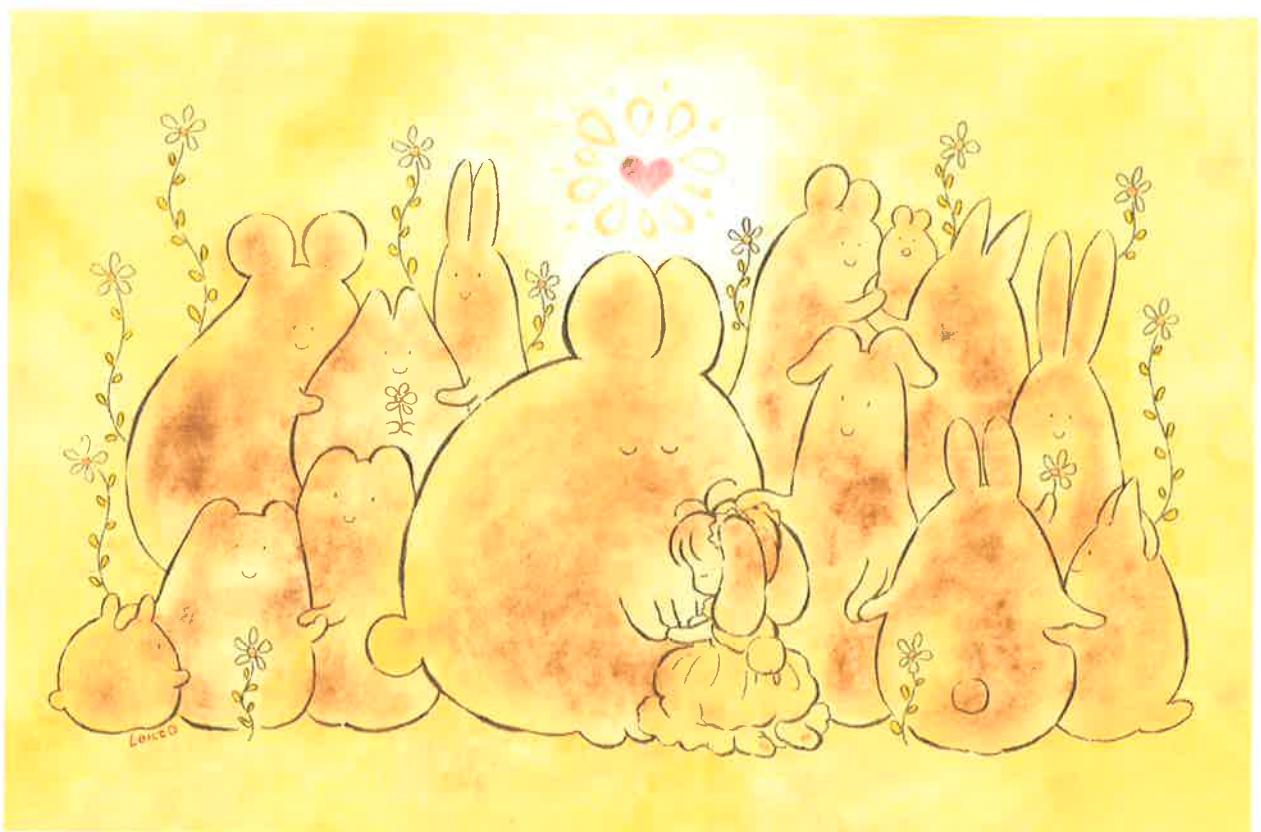


第2次能代市男女共同参画計画

“一人ひとりを認め合い、
心豊かに暮らせる まち”をめざして



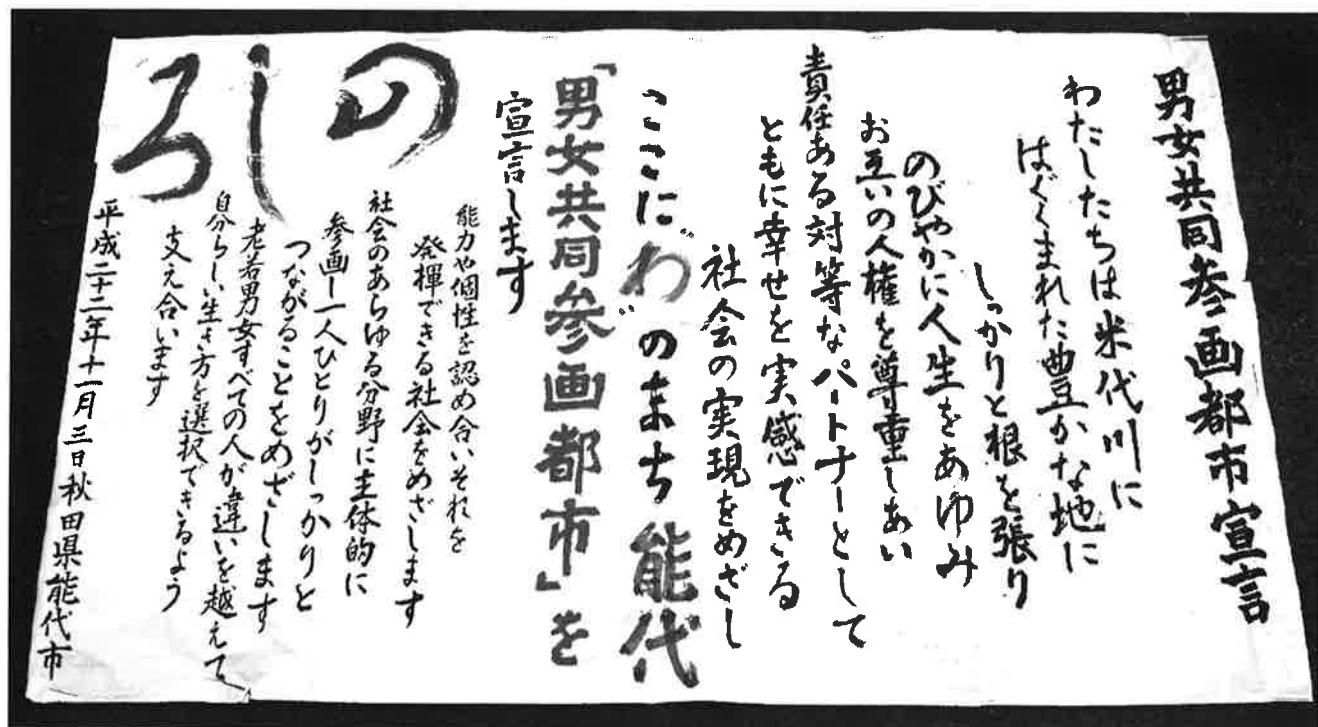
能代市

能代市男女共同参画都市宣言

わたしたちは
米代川にはぐくまれた豊かな地に
しっかりと根を張り
のびやかに人生をあゆみ
お互いの人権を尊重しあい
責任ある対等なパートナーとして
ともに幸せを実感できる社会の実現をめざし
ここに“わ”的能代「男女共同参画都市」を宣言します

- の：能力や個性を認め合い、それを発揮できる社会をめざします。
- し：社会のあらゆる分野に主体的に参画し、
一人ひとりがしっかりとつながることをめざします。
- ろ：老若男女、すべての人が違いを越えて、自分らしい生き方を選択できるよう支え合います。

平成22年11月3日 秋田県能代市



★能代北高校「書道ガールズ」による書道パフォーマンス(H22制作・縦5.4m×横9.0m)

はじめに

本市においても人口減少や少子高齢化が進むなか、すべての人が年齢や性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等に社会の構成員としてあらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」が求められております。

本市では、平成19年11月に「一人ひとりを認め合い、心豊かに暮らせるまちづくり」を基本理念とした「能代市男女共同参画計画」を策定し、5つの基本目標を掲げ、取り組みを行ってまいりました。また、平成22年11月には、「能代市男女共同参画都市宣言」をしております。

社会情勢の変化や市民意識調査の結果等を踏まえ、これまでの計画を継承するとともにさらなる推進を図るため、このたび、平成30年度からの10年間を計画期間とする「第2次能代市男女共同参画計画」を策定いたしました。この計画は、平成27年8月成立の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく本市における女性活躍の推進に関する施策についての計画としても位置づけております。

男女共同参画社会の実現のためには、行政と市民の皆様との協働はもとより、企業などあらゆる分野の方々との連携が必要であります。今後とも皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、ご意見・ご提言をいただきました能代市男女共同参画推進委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

能代市長 齊藤 滋宣

—目 次—

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的 -----	1
2. 計画策定にあたっての基本的な考え方 -----	1
3. 男女共同参画社会を形成していくための視点 -----	2
4. 計画の基本理念と基本目標 -----	3
5. 計画の位置づけ -----	4
6. 計画の期間と見直し -----	4

第2章 計画の体系と施策の内容

1. 計画の体系 -----	5
2. 基本目標と施策の内容	
○基本目標1 一人ひとりを認め合う意識づくり -----	6
○基本目標2 お互いの能力や個性を認め、あらゆる分野にともに参画し 活躍できる社会環境づくり -----	11
○基本目標3 男女がともに働きやすい労働環境づくり -----	16
○基本目標4 健康で安心して暮らせる生活環境づくり -----	19
3. 計画の主な指標 -----	23

第3章 計画の推進 -----	24
-----------------	----

関係資料

男女共同参画社会基本法 -----	25
秋田県男女共同参画推進条例 -----	30
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 -----	35
能代市男女共同参画推進委員 -----	46

表紙イラスト

タイトル「ぎゅっ」：青柳顕子さん（能代市在住：イラストレーター）
能代市男女共同参画都市宣言7周年事業のポスター・パンフレットに使用
したイラストである。

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

性別にかかわらず互いにその人権を尊重しあい、自立した人間として対等な立場で社会に参画する機会が確保され、家庭、職場、地域などあらゆる分野において活躍し、能力と個性を発揮できる社会の実現にむけて、「第2次能代市男女共同参画計画」を策定します。

2. 計画策定にあたっての基本的な考え方

「男女共同参画」については、市民意識調査や講演会の際のアンケートの結果などからこれまでの取り組み等によって言葉の認知度が高まり、その必要性について一定の意識の醸成が図られてきていることがうかがえます。しかし、理念を理解していても現実の行動は社会通念やしきたりにとらわれている傾向が見受けられ、必ずしも男女共同参画社会の形成が順調に進んでいる、とは言い難い状況にあります。

男女共同参画社会を実現するための多くの課題は、私たちの日々の生活の中に深く入り込んでいます。本計画策定にあたっては、これまで実施してきた市民意識調査や講演会の際のアンケート調査の結果などを踏まえるとともに、本市の置かれている状況や課題などについて、能代市男女共同参画推進委員のみなさんから意見・提言をいただきながら検討をすすめ、計画の柱となるべき基本的な目標や必要な取り組みの方向などを定めました。

3. 男女共同参画社会を形成していくための視点

男女共同参画社会とは、すべての人がお互いにその人権を尊重しあい、自らの意思によって、自分らしく生きていくことができる社会だと考えます。

男女共同参画社会基本法の理念を踏まえた上で、次の三つを視点として男女が共に参画できる社会の実現をめざしていきます。

の：能力や個性を認め合うことを大切にします。

すべての人がお互いにその人権を尊重し、能力や個性を認め合い、発揮できる社会をめざします。

し：社会のあらゆる分野に参画し活躍することを大切にします。

男女にかかわらず一人ひとりが社会の構成員として、あらゆる分野で企画・立案する段階から主体的にかかわり、意見を反映させ、活躍することができる社会をめざします。

う：老若男女、みんなで協力し、支え合うことを大切にします。

年齢や性別にかかわらず、責任を分かれ合いながら、自分らしい生き方を選択できる社会をめざします。

4. 計画の基本理念と基本目標

一人ひとりを認め合い、心豊かに暮らせる まちづくり

すべての人が、お互いの能力や個性を認め合い、社会のあらゆる分野に自らの意思で参画するとともに、一人ひとりが自分の役割を積極的に果たし、心豊かにいきいきと歩んでいける社会の実現をめざすことを基本理念とします。

そして、この基本理念の実現に向けて、次の4項目の基本目標を掲げ、施策の展開を図ります。

基本目標1 一人ひとりを認め合う意識づくり

基本目標2 お互いの能力や個性を認め、あらゆる分野にともに参画し活躍できる社会環境づくり

基本目標3 男女がともに働きやすい労働環境づくり

基本目標4 健康で安心して暮らせる生活環境づくり

5. 計画の位置づけ

- (1) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、本市の基本的な考え方及び取り組みの方向性を示し、施策を計画的に展開するための指針とします。
- (2) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付け、国の基本計画（第4次）と秋田県の新推進計画及び条例を踏まえます。
- (3) この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条に基づく推進計画として位置づけます。
- (4) この計画は、本市の最上位計画である「能代市総合計画基本計画」の部門計画とします。
- (5) この計画は、他の部課等の事業との整合性を図り、横断的に推進するとともに市民との協働をもって取り組みます。

6. 計画の期間と見直し

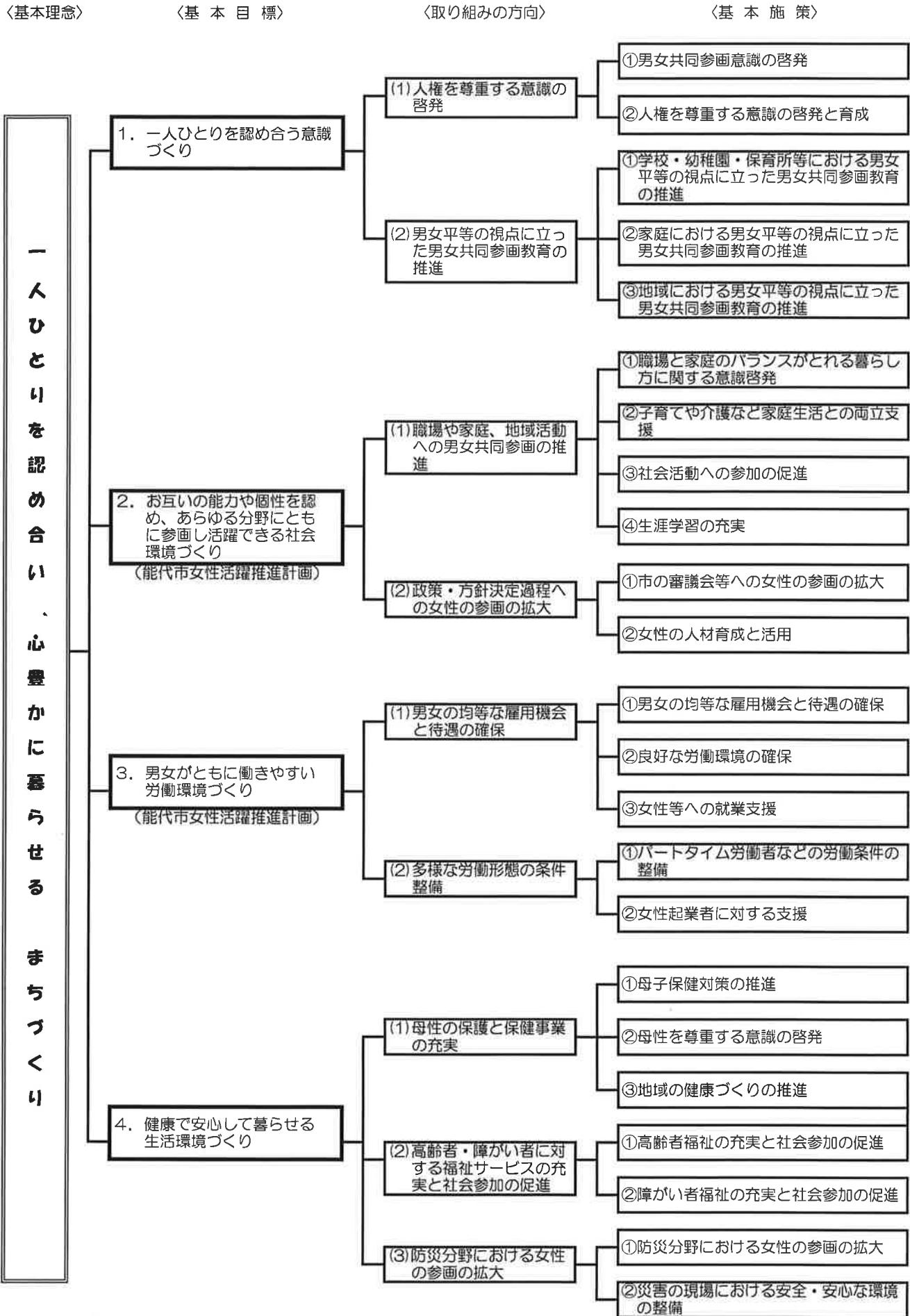
この計画の期間は平成30年度からの10年間とします。
なお、社会情勢の変化などにより内容の変更が必要とされる場合は、計画の見直しを行います。

第 2 章

計画の体系と施策の内容

第2章 計画の体系と施策の内容

1. 計画の体系



2. 基本目標と施策の内容

基本目標 1 一人ひとりを認め合う意識づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会を形成するためには、男性・女性にかかわらず、一人ひとりが、互いにその人権を尊重し、それぞれの能力や個性を認め合うことが非常に重要なことです。

憲法では、個人の尊重、法の下の平等がうたわれていますが、内閣府の世論調査の結果から家庭、職場及び地域など生活の場では、男性優位の不平等感や女性の家事労働時間が長いなど性別役割分担意識※が残っていることがわかります。

本市における平成29年度の市民意識調査によれば、「男は仕事、女は家庭」という考え方への反対意見は約7割※となり、市民の意識は変わってきていますが、未だ性差別による偏見や格差は存在しています。講演会等のアンケート結果からは、「男女共同参画」に対する理解や「男女共同参画社会の実現」を必要とする、概念的な意識改革は進んできていると見ることができますが、実際の行動へ結びつくまでに至っていないのが現状です。男女とも、ひとりの市民として積極的に社会参画していく行動につながる意識改革が重要な課題となっています。また、男女平等になるために必要なこととして「偏見や固定観念、習慣などを改めること」、「一人ひとりの違いを受容する努力が必要」が高い割合を示すなど、多くの市民が「ジェンダー※意識」にとらわれていることを示しています。

DV（ドメスティック・バイオレンス）※については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、いわゆるDV防止法※が施行され、被害者の相談体制や保護体制の整備が進められていますが、「世間体」や「あきらめ」、あるいは「女性に対する暴力は家庭内で解決すべき私的な事柄である」という考え方から、なかなか表に出にくい現状にあります。

法律や制度が整備されても、それを必要とする人が知り、活用しなければ制度は生かされません。また、性別役割分担意識※やジェンダー※意識、あるいは人権に対する意識など、一人ひとりの「意識」が変わらなければ男女共同参画社会の形成は進みません。

このため、男女共同参画は自らの生活に深くかかわることであるという認識をなおいっそう浸透させるとともに、性別による役割分担意識解消の啓発、学校や家庭での男女平等の視点に立った男女共同参画教育、女性に対する暴力を許さない社会意識の醸成、セクシュアルマイノリティ（LGBT等）※への理解、法律や制度の周知など男女共同参画社会の実現に向けて踏み込んだ意識づくりと行動を促すことが重要な課題となっています。

※性別役割分担意識

男性・女性で異なる役割が与えられ、その役割の遂行を期待する意識のことをいいます。「男は仕事、女は家庭」という考え方などがあります。

※反対意見の約7割は、「どちらかといえば反対」の意見も含まれています。

※ジェンダー

生物学的な性別である「セックス（Sex）」とは別に、『男とはこうあるべき、女とはこうあるべき』と社会的に作り上げてきた意識に基づく性別を「ジェンダー（Gender）」と表現します。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）、DV防止法 7ページに掲載

※セクシュアルマイノリティ（LGBT等） 8ページに掲載

(1) 人権を尊重する意識の啓発

男女共同参画社会の形成にあたって大切なことは、一人ひとりが、互いにその人権を尊重し、それぞれの能力や個性を認め合うことです。市民一人ひとりの人権意識、男女共同参画にかかる意識の高揚に向けた啓発活動や調査活動、情報の収集や提供の充実を図ります。

【基本施策】①男女共同参画意識の啓発

施 策 の 内 容	担当課所等
a 広報のしろや市ホームページに男女共同参画にかかる記事等を定期的に掲載します。また、地元新聞など様々な媒体を使って啓発します。	市民活力推進課
b 男女共同参画に関するフォーラムや講座などを開催するとともに、必要に応じて、各地域で出前講座などの啓発活動を行います。また、これらの開催にあたっては、各世代及び男女が区別なく参加できるよう工夫します。	市民活力推進課
c 生涯学習関連事業を進める際は、男女共同参画に配慮したプログラムを編成するなどして啓発の推進を図ります。	生涯学習・スポーツ振興課
d 国の男女共同参画週間※や県の男女共同参画推進月間※などと連動し、相互に連携しながら、街頭キャンペーンなどの啓発活動を行います。	市民活力推進課
e 男女共同参画にかかるキャッチフレーズなどを募集し、様々な場面で活用します。	市民活力推進課
f 関係機関からの案内や情報の提供、関係図書の配置などを行う男女共同参画にかかる情報コーナーの充実を図ります。また、図書館では「男女共同参画週間※」や「女性に対する暴力をなくす運動※」期間等に関連資料をわかりやすく展示します。	市民活力推進課 図書館 関係各課
g 男女共同参画に関する市民意識の把握を定期的に行うほか、国・県・関係機関の調査データを収集し、関係施策などへ反映します。	市民活力推進課
h 国・県・関係機関との連携強化に努めるとともに、府内でも関係各課との連携を図ります。	市民活力推進課 関係各課
i 一定規模以上の企業等について、管理職等への女性の登用状況を調査し男女共同参画推進の基礎データとして活用します。	市民活力推進課

※「担当課所等」には、ニッ井地域局の関係各課も含みます。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）

一般的に、配偶者や恋人、パートナーなどの親密な関係にある者から振るわれる暴力のことをいいます。その被害者の多くが女性です。身体的な暴力だけでなく、心身に有害な影響を及ぼす言動も対象となります。

※DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、家庭内に潜在してきた女性への暴力について女性の人権擁護と男女平等の実現を図るために夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的として作られた法律です。暴力と女性への人権侵害の根絶を図るために、保護命令制度の規定、婦人相談所や相談員の位置付け関係機関相互の連携協力の義務付けなど被害女性支援のための仕組みを規定しています。平成19年には無言電話や夜間の電話などの禁止、被害者の親族等への接近禁止など保護命令制度を拡充、また、平成26年には法律名を改め、これまで事実婚を含む配偶者や元配偶者からの暴力およびその被害者に限定されていた適用対象を、同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡充した改正がなされました。

※男女共同参画週間、男女共同参画推進月間、女性に対する暴力をなくす運動 8ページに掲載

※男女共同参画週間

男女共同参画推進本部では、男女共同参画社会基本法の公布・施行日（平成11年6月23日）を踏まえて6月23日から6月29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施しています。男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みが行われ、また気運の醸成を図るため広報啓発活動などを全国的に行っていきます。

※男女共同参画推進月間

秋田県では、男女共同参画推進の活動が一過性のものではなく県民運動的に広がっていくようにと、毎年6月を男女共同参画推進月間として条例に定めています。

※女性に対する暴力をなくす運動

本来暴力はその対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず許されるものではありませんが、暴力の現状などから特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があるとされており、男女共同参画推進本部では毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しています。社会の意識啓発など女性に対する暴力の問題に関する取り組みを全国的に行っていっているほか、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとしています。

※セクシュアルマイノリティ（LGBT等）

今まで典型的とされていたかたちとは、違う性のあり方を持つ人のことをいいます。

LGBTをはじめ、多岐に渡っています。

◎LGBTとは

Lesbian (レズビアン) 同性を好きになる女性

Gay (ゲイ) 同性を好きになる男性

Bisexual (バイセクシャル) 同性を好きになったり異性を好きになったり、好きになる相手の性別にこだわらない人

Transgender (トランスジェンダー) 出生時に割り当てられた性別と自分が認識している性別が異なる人

の頭文字をとった言葉です。



6月の男女共同参画推進街頭キャンペーンの様子

【基本施策】②人権を尊重する意識の啓発と育成

施 策 の 内 容	担当課所等
a 人権擁護委員※との連携強化に努めるとともに、男女がお互いの人権を尊重する意識の啓発を行うほか、人権相談窓口の周知を行います。	市民活力推進課
b DV※やセクシュアル・ハラスメント※、児童虐待や高齢者虐待に対する市民の意識と関心を高めるための啓発を行うとともに、これら被害に関する相談窓口の充実とその周知及び民生・児童委員など関係機関の連携の強化に努めます。	市民活力推進課 総務課 子育て支援課 長寿いきがい課
c 成人講座や寿大学などの社会教育事業において、人権尊重意識の啓発と育成が図られるよう努めます。	生涯学習・スポーツ振興課
d 学校では、男女相互の性を尊重する意識を高めるため、教科などとの関連を図った「性に関する指導」の年間計画を作成し、指導の強化に努めます。	学校教育課

※人権擁護委員

人権の侵犯を監視・救済・人権思想の普及高揚に努める委員です。人権擁護委員法に基づいて市町村（特別区を含む）に置かれ、市町村長の推薦によって法務大臣が委嘱します。能代市の人権擁護委員は14人です。

※DV 7ページ参照

※セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動の事を言います。雇用の場においてはそれに対する反応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることを言います。



能代市立図書館の図書展示コーナーにて、男女共同参画をテーマとした企画展示を実施

(2) 男女平等の視点に立った男女共同参画教育の推進

男女が、性別役割分担意識※やジェンダー※意識にとらわれ、自らの生き方を狭めてしまわないようにするために、学校・家庭・地域などにおいて、一人ひとりの個性や能力、違いを認め合ってお互いの生き方や人権を尊重するよう、男女平等の視点に立った男女共同参画教育の充実に努めます。

【基本施策】①学校・幼稚園・保育所等における男女平等の視点に立った男女共同参画教育の推進

施 策 の 内 容	担当課所等
a 学校の教育活動全般において、他人を思いやる心やお互いの立場を尊重することなど豊かな心が育まれ、男女共同参画意識が培われるよう努めます。	学校教育課
b 教職員や保育士に男女共同参画教育に関する情報を提供するとともに、研修機会の確保に努めます。	市民活力推進課 学校教育課 子育て支援課
c 男女共同参画教育に係る指導資料の有効活用に努めます。	学校教育課

【基本施策】②家庭における男女平等の視点に立った男女共同参画教育の推進

施 策 の 内 容	担当課所等
a 家庭教育に関する講座等を通して、日常生活の中で家事や育児、介護など男女が協力して家庭を築く男女共同参画のあり方や、子どもの能力や個性などを大切にし、性別にとらわれない視点に立った子育てなどについて学習機会が持てるように努めます。	生涯学習・ スポーツ振興課 各社会教育施設 子育て支援課

【基本施策】③地域における男女平等の視点に立った男女共同参画教育の推進

施 策 の 内 容	担当課所等
a 地域においては、出前講座などの学習機会を通じて、男女共同参画意識の醸成を図ります。〔「男女共同参画意識の啓発」に主掲載〕	市民活力推進課 生涯学習・ スポーツ振興課
b 成人講座や寿大学などの学習活動や学習機会の情報提供及び相談活動の充実、各地域の施設の機能を活かした生涯学習関連事業を推進する中で、地域における男女共同参画意識の醸成が図られるよう努めます。	生涯学習・ スポーツ振興課 公民館

※性別役割分担意識、ジェンダー 6ページ参照

基本目標2 お互いの能力や個性を認め、あらゆる分野とともに 参画し活躍できる社会環境づくり

【現状と課題】

少子高齢化や社会・経済情勢の急激な変化の中で、男女がともに家庭や職場、地域社会などに参画して、ともに責任を担っていくことにより心豊かな暮らししが可能となります。

地方だけでなく国全体が本格的な人口減少時代を迎える、活力ある社会を実現するためには自分自身が持てる力を存分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる環境をつくっていくことが大切です。しかし、少子高齢化、人口減少など社会情勢の変化に加え、高度情報化、グローバル化^{*}の進展などにより仕事は複雑化・多様化してきており、労働者が仕事以外の活動にかかわることが難しいのが現状です。

こうした状況の中、これまでの働き方を見直し、それぞれのライフスタイル^{*}に応じた職場と家庭のバランスがとれる働き方、暮らし方ができる環境が求められています。

また、家事や育児、介護などの家庭責任は、男女がともに担うべきものですが、現実には女性が担っている場合が多く、女性の再就職や地域活動への参画が難しい原因の一つになっています。女性が仕事や地域活動にも能力を十分に発揮し、豊かさを実感できる社会とするためには市民のニーズに対応した子育てや介護などの支援を提供するとともに、活動しやすい環境を整備するほか、男性の家事、育児、介護等への参画を促進していく必要があります。

女性の社会進出が急速に進んでいますが、政策や方針を決定する場への女性の参画は、まだまだ少ない状況にあり、女性の参画拡大を促進する必要があります。多様な個性・価値観を持つ男女が、一人の人間としてあらゆる分野に参画することが社会を活性化します。

※グローバル化

一般に、資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、海外の国々との貿易を通じた商品・サービスの取引や投資など、経済的な結びつきが国際的に深まることをいいます。

※ライフスタイル

個人に合った、無理をしない自己流の生き方。または生活行動の様式、生活に対する価値観の型をさします。

(1) 職場や家庭、地域活動への男女共同参画の推進

それぞれのライフスタイル※に応じた職場と家庭のバランスがとれる暮らし方について考える機会を提供し、家庭責任の分担と家庭を大切に思う意識の醸成に努めます。

育児・介護などの家庭生活を支援することで、地域活動に参画する機会の確保に努めます。また、生涯学習の充実を図り、男女がともに地域活動に参画する環境の整備と啓発に努めます。

【基本施策】①職場と家庭のバランスがとれる暮らし方に関する意識啓発

施 策 の 内 容	担当課所等
a それぞれのライフスタイル※に応じて、職場と家庭、地域活動などについて、自分の希望に沿った形でバランスよく展開していくよう、「ワーク・ライフ・バランス※」の考え方についての理解を進める啓発活動を行います。	市民活力推進課 子育て支援課 関係各課
b 職場と家庭が両立できるよう、また、家庭における家事・育児・介護などの家庭責任を男女がそれぞれ担い、お互いに助け合い、支え合っていくことの大切さや感謝の気持ちを持つ意識の醸成を図ります。	市民活力推進課
c 男女がともに学べる料理教室や育児・介護講習などを開催して生活技術の学習機会の充実に努めます。	生涯学習・ スポーツ振興課 各社会教育施設 関係各課

※ライフスタイル 11ページ参照

※ワーク・ライフ・バランス

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態をさします。

【基本施策】②子育てや介護など家庭生活との両立支援

施 策 の 内 容	担当課所等
a 育児・介護休業は男女にかかわらず取得できることなど、制度の周知・啓発を行います。	商工港湾課 市民活力推進課
b 延長保育や一時保育など様々なニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、地域の保育施設の特徴を生かした保育環境づくりに努めます。	子育て支援課
c 保護者が日中家庭にいない小学生を対象として、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成・指導に努めます。	子育て支援課
d 子育て中の保護者の負担感や不安感をできるだけ軽減するため、市民同士の助け合いや助言がいつでも受けられる体制をつくり、子育てしやすい環境を整えます。	子育て支援課
e 子育て支援のための各種制度や、子育てについての不安・悩みなどの相談窓口を周知するとともに、その充実に努めます。また、家庭教育講座などにおいて、子育てに関するアドバイスをテーマとした学習機会の情報提供に努めます。	子育て支援課 健康づくり課 生涯学習・スポーツ振興課 公民館
f 母子生活支援施設の支援体制の充実を図るとともに、子どもの養育や就労等に関する相談の充実に努めます。また、ひとり親家庭に対する給付事業の周知に努め、制度の確実な利用を図ります。	子育て支援課
g 障がいのある子どもやその家庭に対する各種支援制度について周知し、保育所等の受け入れ環境の整備に努めます。	福祉課 子育て支援課 学校教育課
h 家族の介護が女性にばかり偏ることなく、男女がともに担えるよう啓発活動を行うとともに、家族介護教室などを通じて男性の介護に対する意識の高揚に努めます。	長寿いきがい課 福祉課
i 能代市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に沿って、在宅介護の促進や自立生活の支援など各種福祉サービスの推進や活用の充実に努めます。〔「高齢者福祉の充実と社会参加の促進」に主掲載〕	長寿いきがい課 関係各課
j 介護についての不安や悩みに対する相談窓口及び家事や介護の支援制度の周知を行うとともに、その充実に努めます。	長寿いきがい課 福祉課 市民活力推進課

【基本施策】③社会活動への参加の促進

施 策 の 内 容	担当課所等
a 女性の社会参加が促進されるよう、保育サービスをはじめとした子育て支援の充実に努めます。	子育て支援課
b ボランティア団体等の育成・充実を通じて活動や学習の場を提供します。	市民活力推進課 関係各課
c 男女共同参画に関する学習・研修・情報提供の場として、勤労青少年ホーム内の男女共同参画支援コーナーの充実を図り、男性、女性にかかわらず市民活動が活発に行われるよう支援します。	市民活力推進課
d 意欲のある市民がその持てる知識や経験を充分に活かし、市民活動をしやすい環境を整える制度の創設について検討します。	市民活力推進課
e 市内在住の外国人が、地域社会の一員として安心して暮らせるように、日本語の学習や日本文化にふれる機会を提供します。また、市民が外国の文化や生活様式の違いを理解できる機会を提供し、交流の促進を図ります。	市民活力推進課 公民館
f 國際交流・国際協力等関係団体と連携し、在住外国人などへの情報提供を行います。	市民活力推進課

【基本施策】④生涯学習の充実

施 策 の 内 容	担当課所等
a より多くの市民が生涯を通して学習ができるように、ニーズに応じたプログラムの充実や男女共同参画にかかわる講座等、生涯学習の充実に努めます。	生涯学習・ スポーツ振興課 公民館 各社会教育施設
b 男女がともに学べる料理教室や育児・介護講習など、生活技術の学習機会の充実に努めます。 〔「職場と家庭のバランスがとれる暮らし方に関する意識啓発」に主掲載〕	各社会教育施設 関係各課

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

行政における政策・方針決定過程に女性が参画し、様々な意見を行政に反映させることができるよう努めます。また、地域のリーダーとして活躍できる人材の育成に努めます。

【基本施策】①市の審議会等への女性の参画の拡大

施 策 の 内 容	担当課所等
a 各種委員会・審議会等の委員として、女性の参画を推進するため、府内関係各課への依頼及び関係諸団体への働きかけを行うほか、女性が参画しやすい環境整備に努めます。また、すべての審議会等に女性が委員として参画できるよう配慮します。	市民活力推進課 総務課 関係各課
b 審議会等の委員は、公募も含めできる限り幅広い分野からの登用に努めます。	市民活力推進課 関係各課

【基本施策】②女性の人材育成と活用

施 策 の 内 容	担当課所等
a 派遣研修やあきたF・F推進員※などを活用しながら、広い視野と行動力を持ち、地域のリーダーやファシリテーター※として活躍する人材の養成を図ります。	市民活力推進課 関係各課
b 地域で活躍する女性の人材リストを、個人のプライバシーに配慮しながら整備し、様々な場面への女性の参画促進を図ります。	市民活力推進課

※あきたF・F推進員

男女共同参画社会形成のための施策の一環として、秋田県が行っている事業で、各市町村における男女共同参画に関する施策・事業がより効果的におこなわれるよう、地域における推進的役割を担う人材として登録し、全県で90名が活躍しています(平成28年度時点)。能代市は男性2名、女性3名の計5名配置になっています。(F・Fとは fifty-fifty のFをとった造語です。)

※ファシリテーター

もともとの意味は「促進する者」で、平たく言えば、話し合いの促進役、集団で問題解決していく場面での支援者です。役割は、参加者一人ひとりが思っていることを引き出し、表現できるようにお手伝いをする、いろいろ出てきた意見を、参加者の合意を得ながらみんなで整理したり、そこから新たなアイデアを生み出せるように支援したりすることが期待されています。

基本目標3 男女がともに働きやすい労働環境づくり

【現状と課題】

男女雇用機会均等法※や育児・介護休業法※の改正など、労働に関する法の整備などが行われ、男女が平等に働くことができる環境の整備が進められてきました。しかし、実際には、雇用機会や待遇、労働環境などにおいて、いまだに男性優位の不平等感が感じられているようです。また、正規社員とパートタイム労働などの非正規社員間の賃金や休暇などの待遇面の格差もあり、多様な労働形態で働く労働者に対する支援も必要になっています。

一方、農林水産業・商工業などの自営業に携わる女性は、大切な労働力として大きな役割を果たしていますが、家族経営の場合は、労働時間の長さや、休日がとれない場合もあるなどの問題も指摘されていることから、女性が果たしている役割を正しく認識・評価するとともに、能力が発揮されるよう労働環境の整備を促進する必要があります。

このようなことから、男女がともに働きやすい環境づくりのためには、均等な雇用機会と職場での育児休暇・介護休暇などの待遇の確保、結婚・出産などにより退職した女性の復職・再就職の支援やひとり親家庭等への就業支援など、育児や家族の介護を行う人などが働き続けやすい環境の整備が課題と考えられます。

※男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法（正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。）は、そもそも雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律でしたが、平成11年に雇用管理のすべての段階における女性に対する差別を禁止するよう改正されました。その後、平成19年に女性に対する差別だけでなく、男女双方に対する差別的取り扱いを禁止するよう改正され、また、平成29年には、妊娠・出産等に関する上司・同僚による就業環境を害する行為に対する防止措置を義務付ける規定が設けられました。

※育児・介護休業法

育児・介護休業法（正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。）は、育児または家族の介護を行う労働者の職場と家庭の両立が図られるよう支援するために、労働者が申出を行うことによって育児休業・介護休業を取得することを権利として認める法律です。

平成29年に男女雇用機会均等法の改正と合わせ、育児休業等に関する上司・同僚による就業環境を害する行為に対する防止措置を義務付ける規定等が設けられました。

(1)男女の均等な雇用機会と待遇の確保

男女の別なく均等な雇用機会と働く場における待遇が確保されるとともに、働きやすい環境整備が促進されるよう啓発に努めます。また、結婚や出産、介護などの理由により休職・退職した人の復職・再就職の支援に努めます。

【基本施策】①男女の均等な雇用機会と待遇の確保

施 策 の 内 容	担当課所等
a 男女雇用機会均等法※や労働関係法の趣旨の普及と法に沿った雇用・管理について、関係機関等との連携強化に努め啓発活動を行います。	商工港湾課 市民活力推進課
b 働く女性のための労働相談窓口を周知します。	商工港湾課 市民活力推進課
c 育児・介護休業の制度が、男女ともに適用されることを周知します。 〔「子育てや介護など家庭生活との両立支援」に主掲載〕	商工港湾課 市民活力推進課
d 農業経営にかかわる能力開発や経営管理などの研修に女性が積極的に参加できるよう働きかけます。	農業振興課
e 商工業等の自営業者に対し、退職金制度や経営相談、共済制度等の福利厚生制度を周知します。	商工港湾課
f 多様な働き方の選択肢があることや、それを支える法制度や行政サービスなどについて、個人や企業への情報提供を行います。	市民活力推進課 商工港湾課

【基本施策】②良好な労働環境の確保

施 策 の 内 容	担当課所等
a セクシュアル・ハラスメント※やパワー・ハラスメント※は人権の侵害であるという社会的認識を広める啓発を行うとともに、職場慣習の見直しなど、労働者が安心して働ける職場づくりの啓発を行います。また、セクシュアル・ハラスメント※やパワー・ハラスメント※防止に関する情報提供を行い、良好な職場環境の確保ができるよう企業などに働きかけます。	市民活力推進課 商工港湾課
b セクシュアル・ハラスメント※やパワー・ハラスメント※にかかわる相談窓口の周知や研修機会の周知を行います。	商工港湾課 総務課

※男女雇用機会均等法 16ページ参照

※セクシュアル・ハラスメント 9ページ参照

※パワー・ハラスメント

職場での職権などの権力差（パワー）を背景にして、本来の業務の範疇を超えて継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就労者の働く環境を悪化させたり、あるいは雇用不安を与えることをいいます。

【基本施策】③女性等への就業支援

施 策 の 内 容	担当課所等
a 再就職に必要な知識・技術等を修得する研修会、講座の開催情報を提供します。	商工港湾課 働く婦人の家
b 女性等の再就職に関する情報の提供を行い、就業の機会拡大に努めます。	商工港湾課
c 育児・介護休業法※に基づく再雇用の制度について、啓発を行います。	市民活力推進課 商工港湾課

(2) 多様な労働形態の条件整備

パートタイム労働や家内労働、自ら積極的に事業を起こそうとする女性など、多様な労働形態で働く女性の自立と地位向上を図るため、情報提供などにより就労を支援する体制づくりに努めます。

【基本施策】①パートタイム労働者などの労働条件の整備

施 策 の 内 容	担当課所等
a パートタイム労働者などの労働条件の整備が図られるように、企業などに対し関係法令の周知や相談窓口の周知、情報提供を行います。	商工港湾課
b パートタイム労働、家内労働、派遣労働などの多様な就労形態で働く労働者に対して、関係法令や労働相談窓口の周知、情報提供を行います。	商工港湾課

【基本施策】②女性起業者に対する支援

施 策 の 内 容	担当課所等
a 新たに事業を起こす意欲のある女性のために、国・県・関係機関で実施する知識取得の研修会、講座の情報提供と相談窓口の周知を行います。	商工港湾課 農業振興課

※育児・介護休業法 16ページ参照



基本目標 4 健康で安心して暮らせる生活環境づくり

【現状と課題】

男女が支え合いながら、生涯にわたって心身ともに健康で安心して生きがいのある生活を送るためにには、一人ひとりが健康の自己管理に努めることが大切です。特に、妊娠期や出産期などの女性は、心身の健康が不安定になることもあります、この時期における母子が健康に過ごせるよう支援していくことが求められています。また、子どもの頃から母性や生命を尊重して、自分自身と同様に他人を大切に思いやる心の育成が重要です。

本市における高齢化率は、38.4%（H29.9月末現在、65歳以上）であり、介護を中心とした高齢者福祉サービスの充実はいうまでもなく、高齢者が生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、ボランティアや生涯学習、スポーツ等を通した社会参加の機会の拡充が必要となっています。

これまで、防災・災害の分野は男性がその多くを担ってきましたが、平成7年の阪神・淡路大震災などの経験から、防災（復興）対策は、男女のニーズの違いを把握して進める必要があることがわかつてきました。しかし、平成23年の東日本大震災においても様々な意思決定過程への女性の参画が確保されず、男女のニーズの違い等に配慮されないなどの課題が生じました。このことから、国においても災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえることとしており、本市においても、防災・災害の分野への女性の参画を積極的に推進していきます。



「初夏の音楽会」：はじめさん

(1)母性の保護と保健事業の充実

母親である女性の健康管理は子どもの健康にも関係することから、母子ともに健康に生活するための支援を図ります。また、心身ともに健康で安心して暮らせるよう、関係機関と連携し、保健事業の充実を図ります。

【基本施策】①母子保健対策の推進

施 策 の 内 容	担当課所等
a 保健、医療、福祉等の専門機関との連携を密にしながら妊婦・乳幼児健診などの母子保健事業を通して母子の心身の健康を確認するとともに問題を抱える母子への的確な早期対応を図ります。	健康づくり課
b 母子健康手帳交付時に、子育てに関するサービスをまとめた冊子を配布するなど情報提供を行い、育児不安等の軽減に努めます。	健康づくり課
c 喫煙、飲酒、薬物等の胎児に与える悪影響について、妊娠前から広く情報提供を行い、健康な子どもを産み育てるための啓発に努めます。	健康づくり課

【基本施策】②母性を尊重する意識の啓発

施 策 の 内 容	担当課所等
a 母性を尊重する意識の高揚を図るため、広く一般市民に啓発活動を行います。	健康づくり課 市民活力推進課
b 発達段階に応じた機会をとらえ、命の大切さや互いの心身の健康を思いやることの大切さなどの啓発に努めます。	健康づくり課 市民活力推進課 学校教育課

【基本施策】③地域の健康づくりの推進

施 策 の 内 容	担当課所等
a 地域の健康推進員と連携を図り、健診・保健指導により生活習慣病及び、予備群の減少を図るとともに、各種がん検診の受診を勧め、疾病の早期発見、早期治療・回復へとつなげるよう働きかけます。	健康づくり課
b うつ病など「心の病気」の予防について啓発していくとともに、心の相談窓口等を周知していくなど県や関係機関・団体と連携を密にしながら、自殺防止に努めます。	健康づくり課 関係各課
c 健康づくりの基礎として、健康づくり・体力づくりを推進するためスポーツ教室等を充実しニュースポーツに触れる機会なども提供します。	生涯学習・スポーツ振興課 健康づくり課
d メタボリックシンドロームの予防を主とした健康づくりをめざして、中高年を中心に、ウォーキングなど、気軽な軽スポーツの実践継続を支援します。	生涯学習・スポーツ振興課 健康づくり課
e 食育※について情報提供し、食の大切さを伝え、健全な食生活の実践を支援します。	農業振興課 健康づくり課 学校教育課 生涯学習・スポーツ振興課
f 地域医療の充実を図るために、医師の適正配置等について、医師会と連携を持ちながら、関係機関に働きかけていきます。	健康づくり課

※食育

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組みを指します。

(2) 高齢者・障がい者に対する福祉サービスの充実と社会参加の促進

地域において、男女共同参画社会を形成する一員として、ともに助け合い、支え合う意識の高揚を図ります。

高齢者や障がい者が地域で生きがいを持ち、充実した社会生活を営むことができるよう介護支援などの各種福祉サービスの充実に努めます。また、生涯学習などの充実を通して積極的に社会参加ができるよう支援に努めます。

【基本施策】①高齢者福祉の充実と社会参加の促進

施 策 の 内 容	担当課所等
a 能代市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に沿って、在宅介護の促進や自立生活の支援など各種福祉サービスの推進や活用の充実に努めます。	長寿いきがい課 関係各課
b 長寿社会を豊かで活力ある社会とするために、青少年から高齢者まで各世代の福祉に対する意識の高揚に努めます。また、高齢者や障がい者が支えられる側ではなく、社会を形成する一員として、年齢や障がいにかかわらず社会参加するよう啓発に努めます。	市民活力推進課 長寿いきがい課 福祉課
c 高齢者が、趣味やスポーツ活動などを通じて、生きがいのある生活を送るとともに積極的に社会参加ができるように、老人クラブ活動や生涯学習などの充実に努めます。	長寿いきがい課 生涯学習・ スポーツ振興課 各社会教育施設
d シルバー人材センター等の活用促進により、就労意欲に応じた高齢者の就労機会の提供に努めます。また、誰かの役に立つことが生きがいにもなるため、ボランティアなど様々な活動がしやすい環境の整備に努めます。	商工港湾課 市民活力推進課 関係各課

【基本施策】②障がい者福祉の充実と社会参加の促進

施 策 の 内 容	担当課所等
a 能代市障がい者計画に沿って、各種施策の充実や障がい者福祉の拠点施設の運営、生活環境のバリアフリー※化などの推進に努めます。	福祉課
b 障がい者が地域で可能な限り自立して生活できるよう、各種支援制度の周知と充実を図ります。	福祉課

※バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建物内の段差の解消など、物理的障壁の除去という意味合いが強かったのですが、より広く、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

(3) 防災分野における女性の参画の拡大

防災・災害に関する各種計画や対応マニュアルの策定や災害現場などにおいて、女性の参画を積極的に推進し、男女共同参画の視点を反映させるよう努めます。

【基本施策】①防災分野における女性の参画の拡大

施 策 の 内 容	担当課所等
a 防災・災害に関する各種計画や対応マニュアルなどの策定段階から女性が参画し、女性の視点を反映させるよう努めます。	防災危機管理室
b 地域における防災活動の充実を図るため、男女にかかわらず、防災や災害に関する知識の習得を進めます。	防災危機管理室

【基本施策】②災害の現場における安全・安心な環境の整備

施 策 の 内 容	担当課所等
a 災害現場では男女のニーズの違いを把握して対応にあたる必要があることから、避難所の運営等に女性が参画し、被災後の生活環境の安全・安心が図られるよう努めます。	防災危機管理室 関係各課
b 災害ボランティアなど、民間団体と連携を図り、男女共同参画の視点を踏まえた支援活動が行われるよう努めます。	防災危機管理室 関係各課

3. 計画の主な指標

基本目標1 一人ひとりを認め合う意識づくり				
取り組みの方向及び基本施策	目標内容	現状	H34年度	H39年度
人権を尊重する意識の啓発				
男女共同参画意識の啓発	・「男は仕事、女は家庭」の考え方に対する反対意見の割合	43.4% (H29)	50.0%	55.0%
	・「男は仕事、女は家庭」の考え方に対するどちらかといえば反対意見の割合	21.9% (H29)	25.0%	30.0%
	計	65.3%	75.0%	85.0%
基本目標2 お互いの能力や個性を認め、あらゆる分野とともに参画し活躍できる社会環境づくり				
政策・方針決定過程への女性の参画の拡大				
市の審議会等への女性の参画の拡大	・審議会等の女性委員の割合	37.3% (H29)	42.5%	45.0%
	・女性の参画率40%以上の審議会等の割合	38.2% (H29)	45.0%	50.0%
	・女性委員を含む審議会等の割合	85.5% (H29)	90.0%	100.0%

第 3 章

計画の推進

第3章 計画の推進

- (1)計画をより効果的に進めるため、庁内の関係部局の連携を強化して各種施策・事業に取り組んでいきます。
- (2)計画の推進は行政だけでできるものではなく市民一人ひとりの、また民間団体、企業の理解と協力が是非とも必要です。広報や市ホームページなどで啓発を行い、各種の情報を提供しながら、多くの方々と力を合わせてこの計画を推進するよう努めます。
- (3)計画の推進にあたっては、国・県との連携を図り、この計画に基づく各種施策・事業がより効果的に展開されるよう努めるとともに、法律や諸制度に関する情報を収集し、市民への提供と啓発に努めます。
- (4)計画の着実な推進に向けて、計画策定にもご協力をいただいた、市民からなる「能代市男女共同参画推進委員会」に施策の実施状況や取り組みの実績等を定期的に報告し、協議・検討していただき進行の管理を行います。また、男女共同参画意識の高揚を図ることも含め、施策・事業の取り組み状況等について市民への周知に努めます。

関 係 資 料

—関 係 資 料 —

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

目次

前文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条－第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条－第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。
(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。
(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動についての家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行わなければならない。
(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。
(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（措置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。

(後略)

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第 1 条 この法律（中略）は、平成13年1月6日から施行する。

秋田県男女共同参画推進条例（平成14年3月29日秋田県条例第18号）

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 基本的施策（第7条 - 第15条）

第3章 性別による人権侵害の禁止（第16条）

第4章 苦情の処理（第17条・第18条）

第5章 秋田県男女共同参画審議会（第19条 - 第23条）

附則

人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならぬ。しかし、性別によって役割を固有的にとらえる意識や慣行は、家庭、職場、学校、地域社会等において、今なお残されており、男女の自由な活動の選択の妨げとなっている。

一方、少子高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化に伴い、自然、文化、産業、人材等あらゆる資源を有効に活用し、豊かで活力のある社会を形成していくことが求められている。

これらの課題を克服するためには、社会における制度や慣行が男女の自由な活動の選択に影響を及ぼさないようにすることにより、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保されるよう、男女共同参画の推進を図っていくことが何よりも重要である。

ここに、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、事業者、市町村等との協調を図りながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画に関する基本指針を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本指針)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本的な指針として推進されなければならない。

- 一 男女が、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任による多様な生き方を選択できることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 男女の社会における活動の選択に対して、社会における制度又は慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- 三 男女が、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動を行うことができるようすること。
- 五 男女が、それぞれの身体についての特徴を理解し合うことにより、妊娠、出産等に係る相互の判断を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康に生活できるようにすること。
- 六 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。
- 七 県、事業者、県民及び市町村が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条各号に掲げる基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本指針を尊重し、当該事業者に雇用される男女が能力を十分に発揮できる環境の整備に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県男女共同参画審議会

の意見を聞くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（市町村に対する協力）

第8条 県は、市町村における男女共同参画の推進に関する計画の策定及び施策の実施について、情報の提供、助言その他の必要な協力をを行うものとする。

（県民等に対する支援）

第9条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動について、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（男女間の暴力の防止に関する取組）

第11条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するよう啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第12条 県は、男女共同参画の推進に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、事業者及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるように努めるものとする。

（男女共同参画推進月間）

第13条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動への参加を促進するため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

（調査研究等）

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

（年次報告）

第15条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 性別による人権侵害の禁止

（性別による人権侵害の禁止）

第16条 何人も、いかなる場合においても、配偶者間その他の男女間において暴力行為又は精神的に著しい苦痛を与える行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる場合においても、性的嫌がらせ（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えることをいう。）をしてはならない。

第4章 苦情の処理

(苦情の処理)

第17条 県内に住所を有する者又は在勤し、若しくは在学する者（次条において「県民等」という。）は、前条に規定する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは、知事に対し、苦情の処理の申出をすることができる。

2 知事は、前項に規定する申出があったときは、関係機関と協力して当該申出に係る事項の処理に努めるものとする。

3 知事は、第一項に規定する申出に係る事項を処理させるため、男女共同参画苦情調整員（以下「苦情調整員」という。）を置く。

4 苦情調整員は、必要に応じて、第一項に規定する申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができるものとする。

第18条 県民等及び民間の団体は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策について苦情がある場合は、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合においてその処理について必要があると認めるときは、次条に規定する秋田県男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

第5章 秋田県男女共同参画審議会

(審議会の設置及び所掌事務)

第19条 第7条第3項及び第18条第2項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第20条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。

(会長)

第21条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(委任規定)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第7条の規定により定められた男女共同参画基本計画とみなす。
(後略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年9月4日法律第64号)

改正 平成29年3月31日法律第14号

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 基本方針等(第5条・第6条)

第3章 事業主行動計画等

　　第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)

　　第2節 一般事業主行動計画(第8条—第14条)

　　第3節 特定事業主行動計画(第15条)

　　第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第16条・第17条)

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第18条—第25条)

第5章 雜則(第26条—第28条)

第6章 罰則(第29条—第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に

果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その

他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わ

せようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

る情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性

の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の26の次に次の二号を加える。

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

（内閣府設置法の一部改正）

第6条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第5条第1項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

附 則（平成29年3月31日法律第14号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に一条を加える改正規定及び附則第35条の規定公布の日ニ及び三略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項2及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7

条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

能代市男女共同参画推進委員

(敬称略)

No.	区分	氏名
1	能代市市民活動支援センター	秋林和美
2	能代人権擁護委員協議会	安部隆昭
3	F・F推進員	鵜木恵子
4	能代おやこ劇場 F・F推進員	大山博子
5	F・F推進員	加賀谷七重
6	のしろ日本語学習会	北川智彦
7	能代警察署	沓澤聰
8	能代市社会福祉協議会	佐藤彩加
9	能代厚生病療センター	鈴木輝子
10	男女イキイキ職場宣言事業所 (株式会社セキト)	関戸恵
11	能代市連合婦人会	高砂寿美子
12	男女イキイキ職場宣言事業所 (あきた白神農業協同組合)	長内斎
13	能代山本広域市町村圏組合 能代消防署	畠山公正
14	小学校教諭	三浦里子
15	男女イキイキ職場宣言事業所 (アキモク鉄工株式会社)	水木明美
16	中学校教諭	皆川真里子

第2次能代市男女共同参画計画

平成30年3月

発行 能代市

編集 能代市 企画部 市民活力推進課

能代市上町1番3号

TEL 0185-89-2148

FAX 0185-89-1770

ホ-ムペ-ジ <http://www.city.noshiro.akita.jp>

E-mail katsuryoku@city.noshiro.akita.jp